

静岡市民文化会館 再整備方針

令和2年3月

静岡市

目次

はじめに.....	1
I. これまでの経緯と再整備方針の策定について	1
II. 市民文化会館をとりまく現況.....	2
第1章 市民文化会館の現況とニーズ	6
I. 敷地及び施設の現況	6
II. 市民・利用者のニーズ.....	16
III. 全国・静岡の芸術文化、エンタテインメントに関する動向.....	23
IV. 市民文化会館に求められる役割	26
第2章 再整備方針.....	29
I. 再整備方針を定めるにあたって	29
II. 整備方策ごとの施設計画.....	30
III. 事業スケジュールの検討	32
IV. 再整備方針(結論).....	33
V. 次年度の検討における重要事項	34

はじめに

Ⅰ. これまでの経緯と再整備方針の策定について

昭和 53（1978）年に開館した静岡市民文化会館（以下、「市民文化会館」という。）は、立地の優位性と席数の多さ、使い勝手の良さから高い稼働率を誇り、芸術文化の拠点として親しまれてきました。しかし開館から 40 年を超え、施設及び設備の老朽化、耐震性能の一部不足、特定天井対策、バリアフリーへの未対応など、すべての利用者が安心・安全に利用するためのサービス水準の確保や、日常的に人々が訪れる施設としての機能付加が求められており、再整備が必要となっています。

一方、本市では駿府城三の丸及びその周辺エリアの歴史文化拠点づくりを通じた静岡都心の活力向上、「世界に輝く静岡」の実現に向けた持続可能な開発目標（SDG s）の追求を進めてきました。

このエリアの一翼を担う市民文化会館の再整備を検討するにあたり、周辺のスポーツ施設とも連携を図りつつ、更なる交流人口の増加や回遊性の向上、まちなかの活性化を進めることを期待し、アリーナを含めた複合施設として整備する可能性について検討しました。

平成 31 年 3 月に「静岡市駿府町地区文化・スポーツ施設整備方針」としてとりまとめたこの検討により、建物ボリュームの増加による周辺景観への影響、駐車場不足や道路渋滞の発生、解体・建設に伴う長期休館による文化芸術の停滞等の課題がみられたため、大ホール、中ホールに加えてアリーナを本敷地に整備することは難しいことが分かりました。そのためアリーナは別敷地での整備を引き続き検討するものとし、本敷地では市民文化会館の再整備について、改めて方針を検討することとなりました。

この再整備方針では、このような経緯を踏まえ、「静岡市駿府町地区文化・スポーツ施設整備方針」で示した検討の視点を意識しながら、より具体的な考え方、再整備の方向性について定めたものです。

なお、本方針の検討にあたっては、市民ワークショップや利用者ヒアリング、文化団体アンケートなどを通じ、多くの市民の方にご意見を頂き、方針の策定に反映しています。

II. 市民文化会館をとりまく現況

1. 国の現況

「文化芸術振興基本法」や「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の施行により、文化芸術そのものの振興に加え、隣接分野との連携などにより地域課題解決に寄与し、地域社会の成熟を促す役割を文化芸術が担うことが期待されています。

(1) 文化芸術基本法

国は平成13(2001)年、「文化芸術振興基本法」を制定し、その後同法に基づいて「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を第4次まで策定し、文化芸術の振興とこれを通じた心豊かな社会形成を目指してきました。

近年、文化芸術を取り巻く状況が変化し、文化芸術そのものの振興に加え、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育等の幅広い関連分野との連携によって効果をもたらすことが期待されるようになってきたことを受けて、同法の改正という形で平成29(2017)年6月に「文化芸術基本法」が施行されました。さらに同法の施行を受けて平成30(2018)年3月、具体的な方針を示す「文化芸術推進基本計画」が策定され、文化芸術の本質的価値に加えて社会的・経済的価値があることを示したうえで、文化芸術の目指すべき姿と今後5年間の文化芸術政策について示しています。

ここでは文化芸術の目指すべき姿として、次の4つの目標が示されています。

- | | |
|-----|----------------------|
| 目標1 | 文化芸術の創造・発展・継承と教育 |
| 目標2 | 創造的で活力ある社会 |
| 目標3 | 心豊かで多様性のある社会 |
| 目標4 | 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム |

(2) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

平成24(2012)年6月、劇場・音楽堂等の活性化を図ることにより、実演芸術の振興、ひいては活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」を施行しました。

これまで貸館主体であった運営のあり方を見直し、そこで行われる活動や、人材の育成を進めるために設置者、運営者、芸術家、文化芸術団体、教育機関等が連携することを求めるとともに、「新しい広場」として地域の発展を支える機能を持つこと、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」となることが望まれることなどが示されています。つまり同法では、劇場・音楽堂等で行われる文化芸術が国民の生活や地域社会、国際社会の成熟に寄与するものであることを示しています。

2. 静岡市の現況

(1) 上位、関連計画

市の最上位計画において、文化を産業・まちの活性化に活かす「まちは劇場」という考え方を掲げ、創造都市としてのあり方を目指しています。

また市民文化会館が立地する中心市街地においては、歩いて楽しいまちとしての魅力を強化し、交流人口の増加と経済の活性化を図るものとしています。

1) 第3次静岡市総合計画 ※平成27(2015)年3月策定

市の最上位計画である本計画では、まちづくりの最終目標として『世界に輝く静岡』の実現を掲げ、人口70万人を維持するために『創造する力』による都市の発展と『つながる力』による暮らしの充実を2つの重点プロジェクトとしています。

平成31(2019)年4月からは後期実施計画に基づく施策に取り組んでおり、目標をスピーディーに実現するための「5大構想」を新たに掲げ、「まちは劇場」という考え方を採り入れて文化を産業振興、まちづくり、ひとづくり等に活かすものとしています。

2) 静岡市都市計画マスタープラン ※平成28(2016)年3月改訂

「成熟・持続可能」なまちづくりを目指し、都市機能の集約とネットワーク化、自然・歴史の保全活用を連携させる「集約連携型都市構造」の構築を図る計画となっています。

市民文化会館が立地するJR静岡駅周辺は、県内及び市内最大の商業・産業の集積地であることから「都市拠点」に位置づけられており、生活機能の維持・集積を図るとともに、周辺のバリアフリー化、駐輪場整備等を進めるものとしています。

3) 静岡市立地適正化計画 ※平成31(2019)年3月改訂

JR静岡駅周辺については、「ひとが歩いて楽しいまち」を基本目標とし、行政、商業・業務、文化の中心としての機能を更新、集積し、交流人口の増加に資する機能を強化するとしています。

4) 静岡市中心市街地活性化基本計画 ※平成30(2018)年8月変更

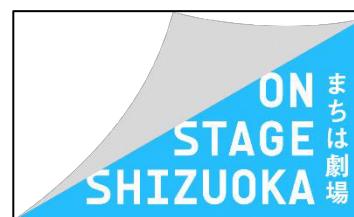
コンパクトシティの実現による都市機能の拡充と経済活力の向上が、中心市街地の活性化につながるものとして、「“わくわく ドキドキ”にぎわいと活力のまち」「“てくてく らくらく”あちこち巡る ずっと居たい街」の2つを目標とし、目標の実現により市民生活の向上と地域経済の発展というさらなる効果を得ることを目的としています。

5) 静岡市文化振興計画 ※平成29(2017)年3月策定

「文化のちからにより訪れる人、住む人を魅了するまち」を目指す将来像とし、「まちは劇場」の推進をリーディングプロジェクトとして、創造的な人づくり、魅力づくり、賑わいづくりという3つの視点を連携させながら、芸術文化の創造性で地域課題解決を図る創造都市を目指す計画としています。

(2) 「まちは劇場」の推進

(1)の上位、関連計画で記したとおり、本市では「まちは劇場」という考え方を推進しています。「まちは劇場」とは、人と人、アーティストと市民、広場と広場など、多様なモノ・コトをつなげ、人間的なスケールで生き生きとした、安全で健康的なまちを目指す”人が主役のまちづくり”です。



本市に根付いた大道芸や演劇、音楽などの芸術文化等の持つ創造性を活かし、市民の芸術文化等への気軽な参加や活動を促すとともに、しずおか文化を活用したシティプロモーションを推進し、コンパクトな市街地において交流人口を増やして地域経済への波及効果の最大化を図っています。

(3) 市内文化施設の状況

1) 歴史文化施設の整備

同じ駿府城地区において、歴史を探求する「展示エリア」、地域学習を推進する「市民交流エリア」、観光交流を促す「ビジターセンターエリア」の3つのエリアからなる歴史文化施設の整備を進めています。建設予定地から「戦国末期の道と石垣」の遺構が発見されたため設計の見直しを行っており、令和4（2022）年秋以降の開館を目指しています。

2) アリーナの整備

「静岡市駿府町地区文化・スポーツ施設整備方針」より、市民文化会館の再整備とは別にアリーナの整備について検討を進めています。

3) 既存文化施設の改修

市内に設置された県や市の文化施設では、改修工事等による休館を予定しています。

市民文化会館の改修または改築においては代替施設の検討が必須となることから、市内施設の休館予定と重複しないよう配慮が必要となります。

【表 1 周辺施設改修実施予定】

施設名称	改修内容	休館予定
静岡音楽館AOI	特定天井改修ほか	令和8（2026）年
清水文化会館マリナート	ホワイエ特定天井改修ほか	令和9（2027）年
静岡県コンベンションアーツセンター グランシップ	特定天井改修ほか	令和2（2020）～3（2021）年

3. 県内の現況

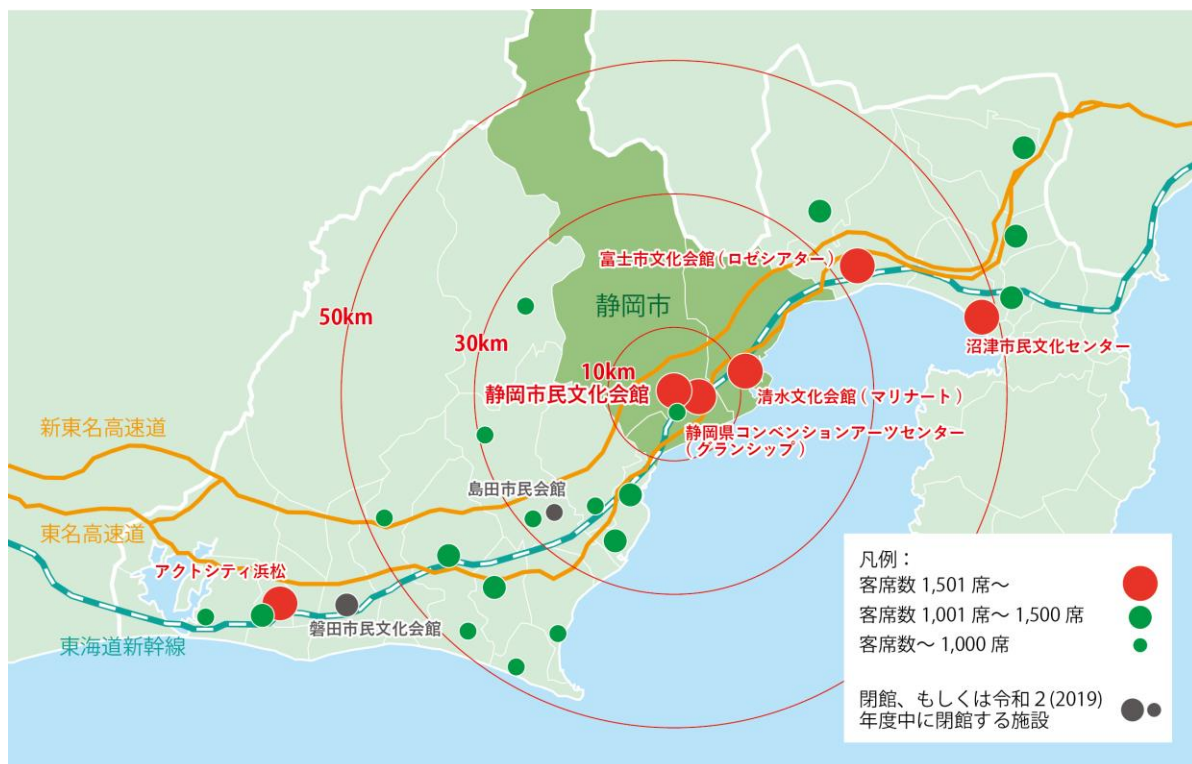
(1) 静岡県の文化振興施策

静岡県では、平成 30 (2018) 年 3 月に、令和 3 (2021) 年度までを計画期間とする「ふじのくに文化振興基本計画」を策定しています。この計画では、「感性豊かな地域社会の形成」「ふじのくに芸術回廊の実現」をこれから 10 年間の基本目標に掲げ、県が推進すべき政策として「豊かな感性を育む文化振興」「新たな価値を生み出す文化振興」「人・社会・世代をつなぐ体制づくり」の 3 つを掲げています。

(2) 県内文化施設の状況

県内にはさまざまな客席規模のホールが各地に配置されていますが、現在、市民文化会館以外で 1,500 席を超える規模のホールは静岡県コンベンションアーツセンター (グランシップ)、清水文化会館 (マリナート)、アクトシティ浜松、富士市文化会館 (ロゼシアター)、沼津市民文化センターの 4 館しかありません。これらのほとんどは高い稼働率となっており、また本市からは 30km 以上離れた施設が多いことから、市民文化会館の代替機能を県内他施設が担うことは難しい状況にあります。

むしろ、1,467 席あった島田市民会館が平成 28 (2016) 年に解体され、1,500 席の磐田市民文化会館も令和 2 (2020) 年 3 月末で閉館するなど、県内の大きな文化施設が減っていくなか、市民文化会館が県内の文化拠点として果たす役割はますます大きくなるものと思われます。



【図 1 ホールを有する公立文化施設の分布】

第1章 市民文化会館の現況とニーズ

I. 敷地及び施設の現況

1. 敷地概要

所在地	静岡市葵区駿府町2番90号
敷地面積	36,084 m ²
区域区分	市街化区域
用途地域	第二種住居地域
建蔽率	60%
容積率	200%
防火・準防火地域	準防火地域
高度地区	最高限3種(19m)(最高高さ19m、北側斜線制限10m+1:1.25)
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地「駿府城址」該当
風致地区	第2種風致地区(城内) 高さ:15m以下 建蔽率:40%以下 道路からの後退距離:2m以上 隣地からの後退距離:1m以上 地盤面高低差:9m以下 緑地率:30%以上
日影制限	地盤面からの高さ4m 10m以内:4h 10m超:2.5h
景観・緑化	重点地区景観計画「駿府城公園周辺地区」 敷地面積の15%以上の緑化に努める
道路	南側:市道・幅員16.5m・幅員17.5m 西側:市道・幅員17.9m~18.1m 北側:外堀・県道静岡環状線幅員14.7~14.9m (「静岡市道路台帳」より)
地区計画など	静岡周辺地区(集約化拠点形成区域) 居住誘導区域(利便性の高い市街地形成区域)
敷地図 出典:国土地理院基盤 地図データより作成	

2. 施設概要

施設名	静岡市民文化会館		開館	1978/11/3	経年数	41年
所在地	静岡市葵区駿府町 2-90					
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上4階		敷地面積	36,084 m ²		
			建築面積	9,350 m ²		
			延床面積	22,890 m ²		
開館時間	午前9時～午後9時30分		休館日	月曜日 (祝日の場合は開館、翌日休館) 12/28～1/4		
施設概要	大ホール	大ホール (1,968席)、1・2号楽屋 (各30名)、3・4号楽屋 (45名)、5・6号楽屋 (30名)、個室楽屋1・2・3号 (各2名)、男女浴室				
	中ホール	中ホール (1,170席)、7号楽屋 (35名)、8号楽屋 (50名)、9号楽屋 (30名)、個室楽屋4・5・6号 (各2名)、男女浴室				
	会議室等	大会議室 (240名)、第1会議室 (60名)、第2会議室 (30名)、第3会議室 (25名)、第4会議室 (20名)、第5・6会議室 (和室 各21畳)、A展示室 (326.9 m ²)、B展示室 (310.8 m ²)、C展示室 (261.6 m ²)、リハーサル室 (143 m ²)				
	駐車場・広場	駐車場 (246台)、広場				
運営主体	指定管理者 (公益財団法人 静岡市文化振興財団共同事業体) ※公益財団法人静岡市文化振興財団、株式会社アス、株式会社NTTファシリティーズ、タイムズ24株式会社、タイムズサービス株式会社、太平ビルサービス株式会社による共同事業体					
自主事業	21事業 (平成30年度)					



大ホール



中ホール



大会議室



A展示室



リハーサル室



広場

3. 利用状況

現施設の利用データをもとに、利用状況、利用特性を整理、分析したところ、次のとおりとなりました。

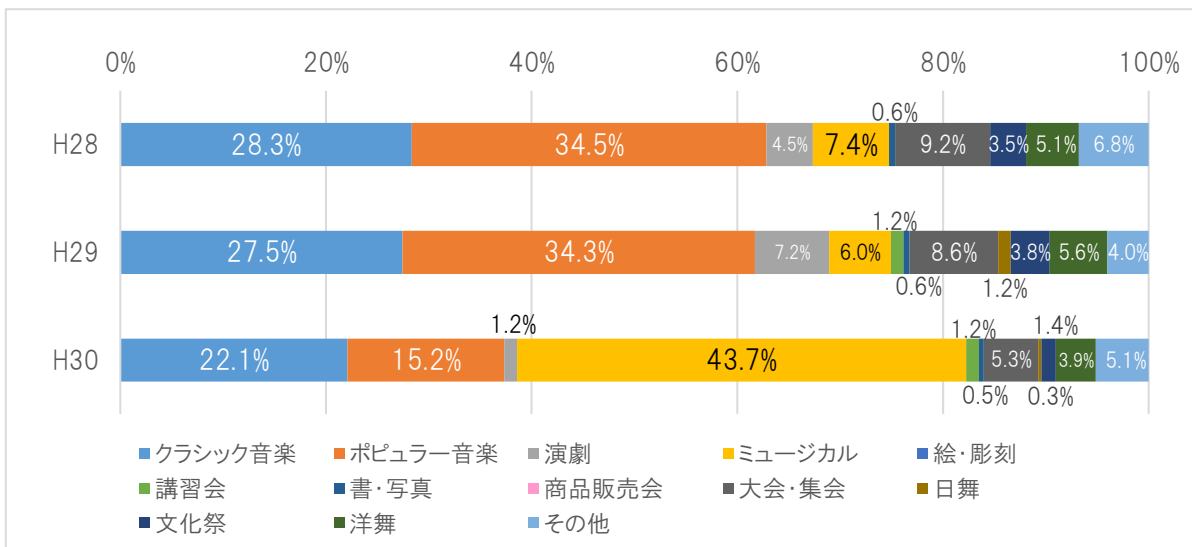
(1) 施設稼働率

いずれの施設も 80%前後という、全国的にみても大変高い稼働率となっています。

施設名	客席数・定員	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
大ホール	1,968 席	66.4% (237,709 人)	83.6% (231,174 人)	89.8% (276,243 人)
中ホール	1,170 席	79.2% (130,090 人)	86.3% (109,990 人)	82.7% (100,538 人)
大会議室	240 人 (スクール形式) 360 人 (いす席のみ)	77.9% (30,949 人)	83.5% (34,663 人)	78.2% (28,584 人)
展示室	A : 326.9 m ² B : 310.8 m ² C : 261.6 m ²	64.8% (68,088 人)	69.3% (68,914 人)	69.6% (65,176 人)
館全体合計		69.1% (504,083 人)	71.7% (479,767 人)	68.8% (201,296 人)

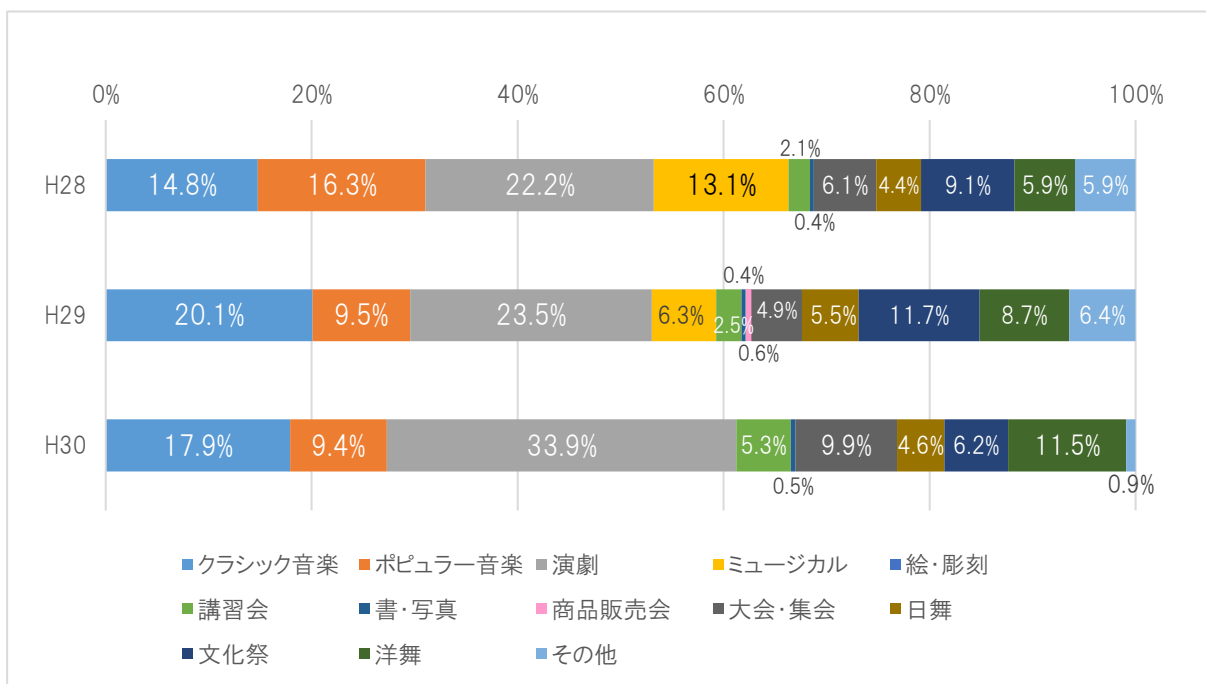
(2) 利用ジャンルの傾向

- ・ 大ホールは「クラシック音楽」「ポピュラー音楽」「ミュージカル」が多く、舞台芸術に多用途に利用されています。



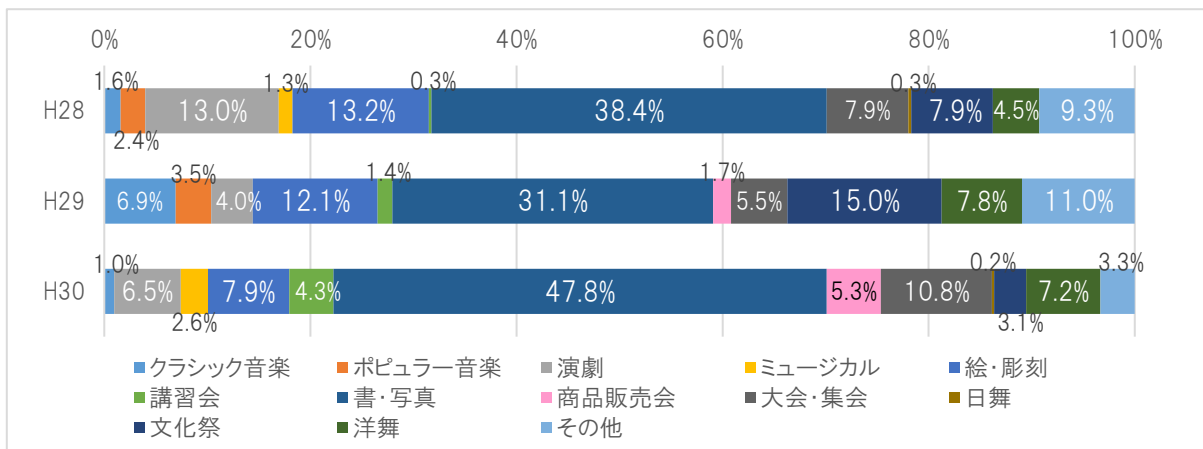
【図 2 大ホールの利用状況】

- ・ 中ホールは「演劇」が多く見られ、その他は音楽等が多くなっています。伝統芸能のための舞台設備が多く備えられていますが、「日舞」の割合は多くありません。

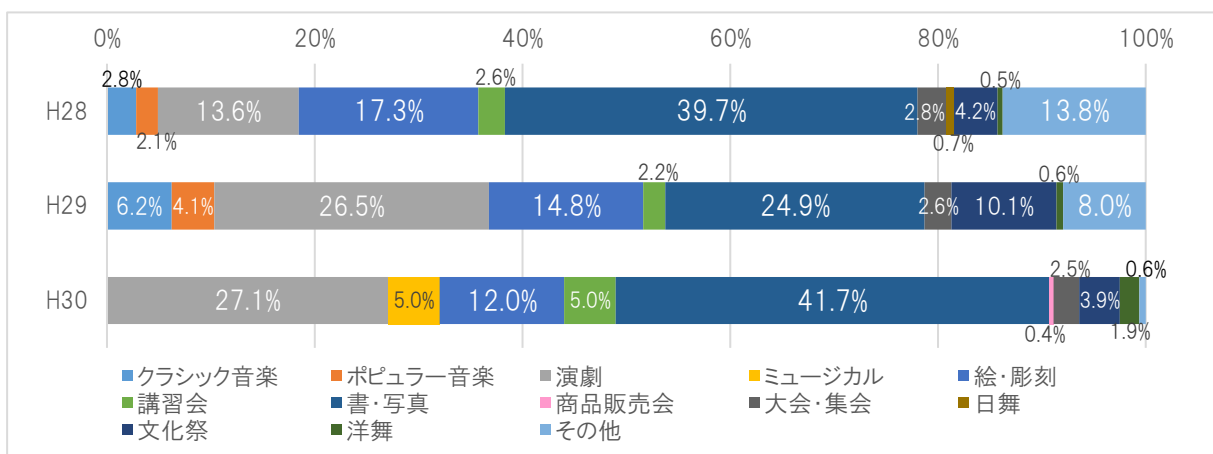


【図 3 中ホールの利用状況】

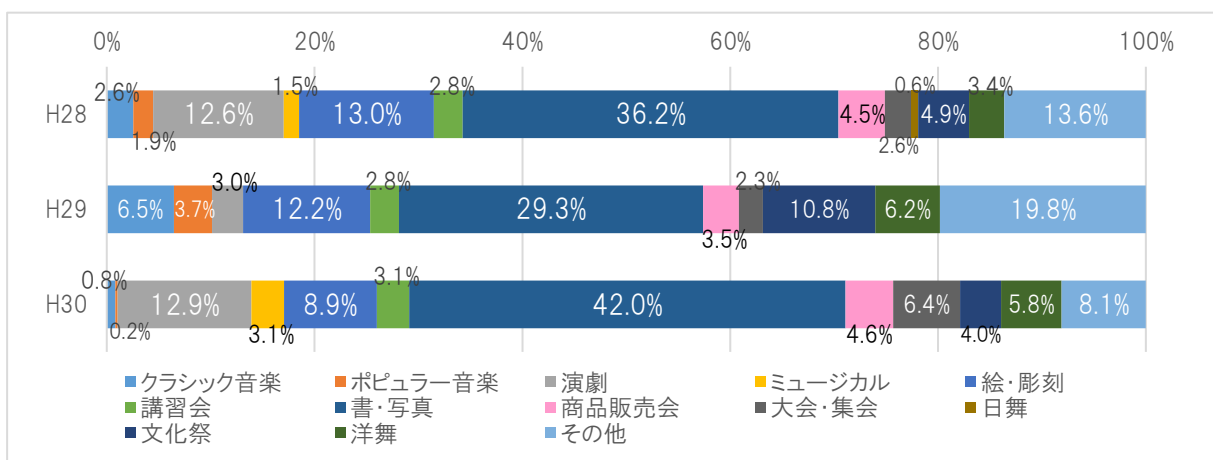
- ・ 展示室は全区画利用の場合は「絵・彫刻」「書・写真」といった展示利用が多いですが、B・C展示室は演劇等の練習での利用が多くなっています。A展示室は区画利用になると商品展示会が増えます。



【図 4 A展示室（全区画）の利用状況】



【図 5 B展示室（全区画）の利用状況】



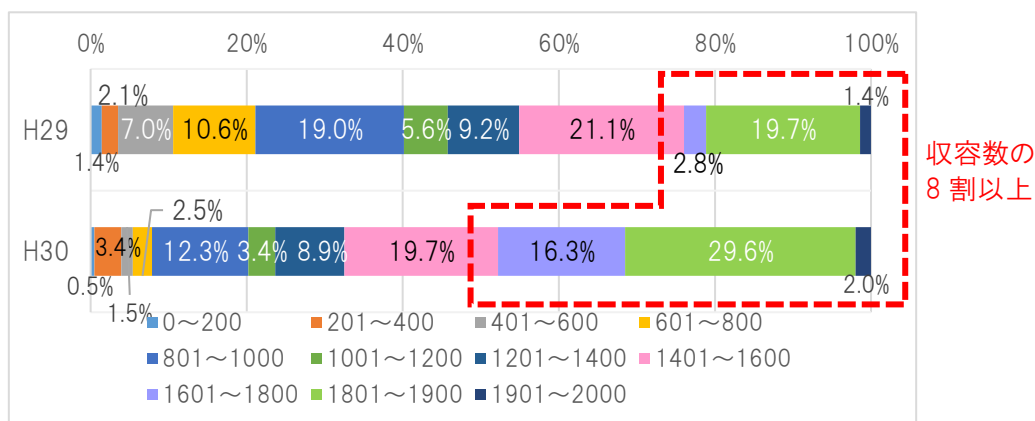
【図 6 C展示室（全区画）の利用状況】

(3) 利用者の傾向

- ・ 大ホールは一般利用が多く、幅広い方々に利用されています。
- ・ 中ホールは行政や教育機関や各種団体、指定管理者などの利用が多くみられます。
- ・ 展示室の全区画利用は市の文化事業や指定管理者による自主事業での利用が多くみられ、一般利用は少ない状況です。

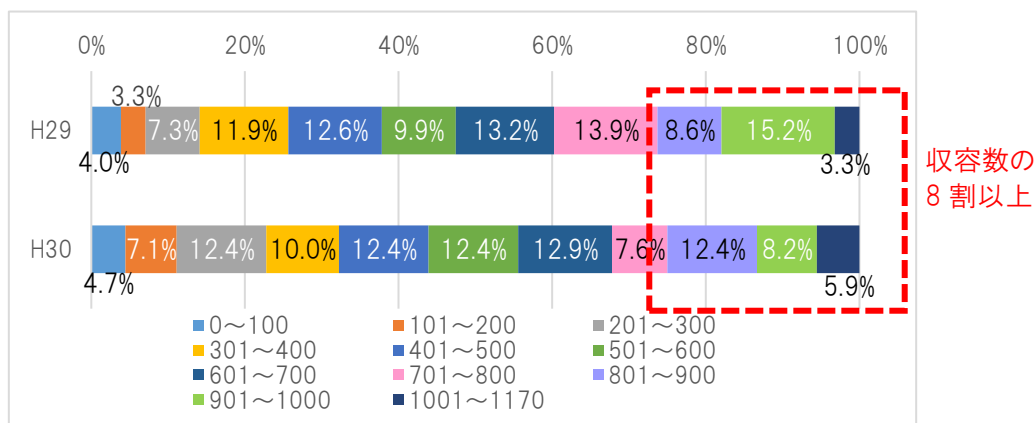
(4) 占席率（客席数に対する利用者数の割合）

- ・ 大ホールは1,401名以上の利用が多くみられ、席数と利用状況が合致しています。



【図 7 大ホールの占席状況】

- ・ 中ホールは400~800名利用が多くみられますが、900名以上の利用も相応にあり、現在の席数のニーズもあると推察されます。



【図 8 中ホールの占席状況】

4. 自主事業の取り組み状況

設置目的である市民の芸術文化の向上の実現や、劇場法に沿った社会的役割を担うことを目指し、さまざまな自主事業が実施されています。



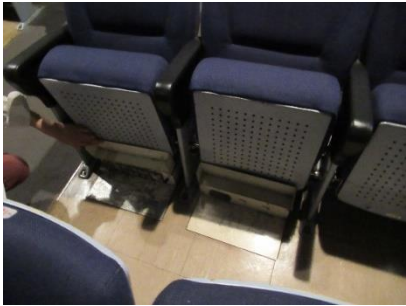

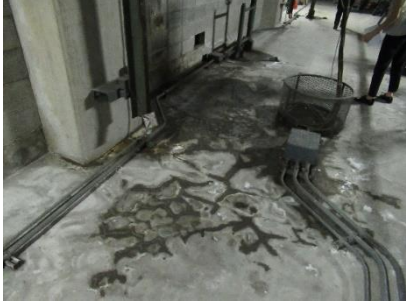

静岡市が推進する「まちは劇場」プロジェクトと連動し、市民によるオリジナル作品を創作・発信する長期プロジェクト「ラウドヒル計画」など市民参加型の作品づくりに注力しています。

5. 劣化調査の結果

(1) 現地調査結果

- ・ 建築は耐震性能、特定天井といった安全面での課題があるほか、仕上げ、防水等にも劣化がみられます。
- ・ 従来とは別の用途に使われている部屋などがあり、用途の見直しによる有効活用が必要です。
- ・ 段差、エレベーターなど、バリアフリー対応が必須となっています。
- ・ 電気設備は楽屋コンセントの回路不足、LAN対応の未整備など、近年の使い勝手に対応できていません。
- ・ 空調、給排水等の設備の経年劣化が著しく、対応が必要です。
- ・ 舞台設備も全体的に老朽化し、近年の最新設備を利用する演出には対応できていません。

【表 2 主な劣化、不具合箇所の写真】

	
<p>舞台床の損傷（写真は大ホール）</p>	<p>躯体壁面のひび割れ（大ホール）</p>
	
<p>客席椅子の劣化（写真は中ホール）</p>	<p>ピアノ庫に専用空調がない（大・中ホール）</p>
	
<p>オーケストラピット下部に地下水が滲出</p>	<p>トイレが古く、異臭がする</p>

	
<p>大ホールホワイエにエレベーターがない</p>	<p>大ホール袖舞台からホワイエに行くルートに段差がある</p>
	
<p>大ホール5号楽屋は本番前の声出しに利用しているが、音が漏れる</p>	<p>音響調整室は改修により設備が撤去され、現在は使っていない</p>
	
<p>映写室は利用されていない (大・中ホール共通)</p>	<p>反射板空調ダクト接続口は利用されていない (大・中ホール共通)</p>
	
<p>防水塗装の劣化</p>	<p>レストランは物置になっている</p>
	
<p>第3会議室のようなレイアウトを必要とする会議は少なく、使いづらい</p>	<p>駐車場に雨漏りがあり、その水によって床面のコンクリートが削られ(爆裂し)ている</p>

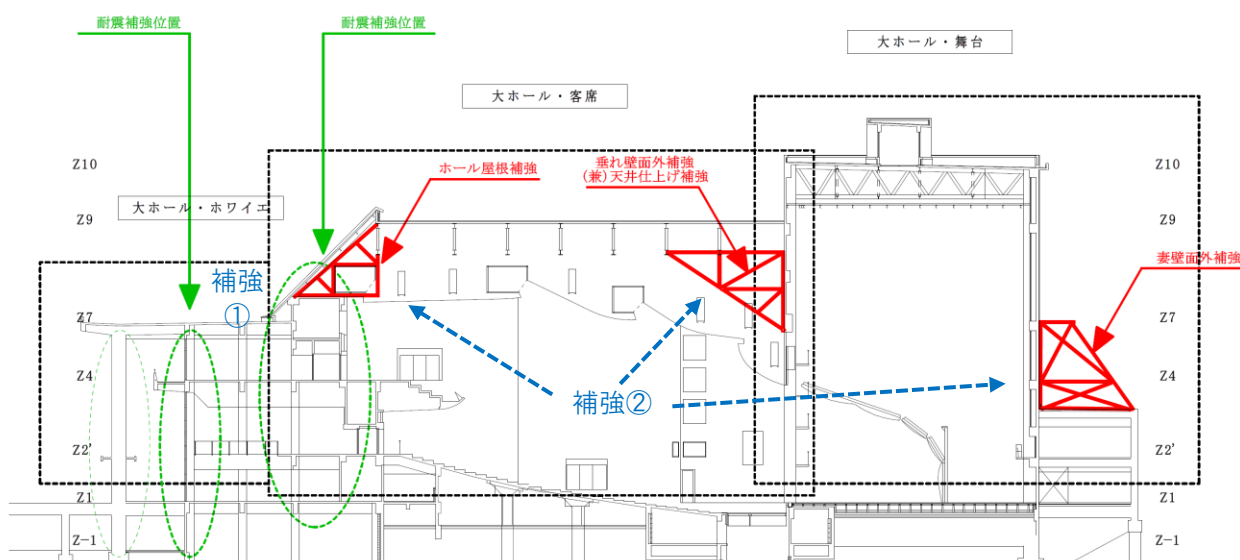
(2) 工事・改修履歴の確認

これまでの工事、改修等の履歴では、仕上げ、インフラ（配管等）の更新や舞台特殊設備のシステム更新といった、長寿命化の為の大規模な更新の対応はありませんでした。

(3) 耐震性能調査

市では公共建築物の耐震性能の基準を「Ib以上」としていますが、市民文化会館は「II」となっています。平成9（1997）年度の耐震診断にてホワイエ、共用部の補強の必要性を指摘されていますが、これまで補強等を行っていなかったため、指摘のあった箇所（下図①）の補強、また近年の他ホールの被害状況で損害が集中しているホール屋根等の補強（下図②）を行う必要があります。

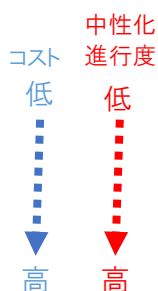
ただし、平成21（2009）年に診断基準が変更されているため、改修による整備とする場合には、改めて耐震性能調査を行い、耐震補強を計画して評定をとる必要があります。



【図9 補強を想定する箇所】

(4) コンクリート強度・中性化調査

壁の一部をくり抜く「コア抜き調査」を行ったところ、強度は問題ありませんでしたが、前回調査を行った平成9（1997）年度からの中性化の進行が想定以上に速いことが分かりました。改修による整備とする場合には、詳細を調査のうえ、部位ごとに中性化進行度に合わせた適切な方策を講じて、中性化を改善することが必要です。



【表3 中性化を抑えるための方策】

部位	対策方法	期待される効果
躯体露出部(健全部)	表面被覆(塗装)等	コンクリート中性化進行の抑止
中性化進行箇所	含侵工法等	コンクリートをアルカリ性に戻す
ひび割れ・鉄筋錆が確認される箇所	充填工法等	鉄筋の腐食の抑止

(5) 特定天井調査

東日本大震災等において天井が脱落した事案が多数生じたことから、「建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）」の改正、「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成 25 年国土交通省告示第 771 号）」の制定などにより、劇場・ホールの客席上部の吊り天井の落下防止対策を早急に講じる必要が生じています。



大ホールの客席天井

【特定天井とは】

下記を全て満たす天井のこと

- ・吊天井であること
- ・人が日常利用する場所であること
- ・高さが 6m を超える天井の部分で、水平投影面積が 200 m²を超えるものを含むもの
- ・単位面積重量が 2kg/m²を超えること

市民文化会館では、大・中ホールの客席天井及び、大ホールホワイエ、ロビーの天井が該当します。

改修による整備とする場合には、大・中ホール客席天井は準構造化など安全な天井として作り替え、大ホールホワイエと共用ロビー天井については補強により安心・安全を確保する方向で、具体的な対応策を検討する必要があります。

(6) アスベスト調査

静岡市では、平成 16（2004）年市全体で吹き付けアスベストの調査を実施しています。市民文化会館については、アスベストを含有する吹き付け材の使用は行われていないこととなっていますが、検体を採取しての分析調査は未実施であるため、今後調査を行う必要があります。

配管の保温材等のアスベスト含有については平成 30（2018）年に一部の箇所について分析調査を行ったところ、地下空調機の配管からアスベストの含有が確認されました。平成 30 年度に調査しなかった箇所にもアスベスト含有が懸念されるため、今後追加の分析調査を行う必要があります。

II. 市民・利用者のニーズ

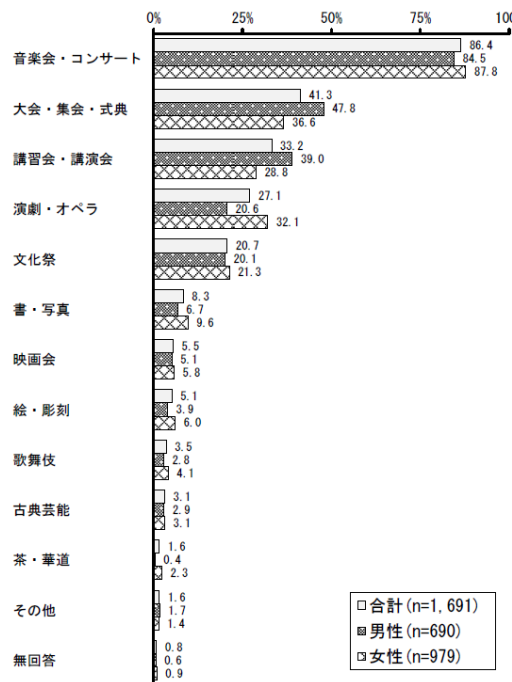
1. 市民のニーズ

(1) 平成 25 (2013) 年度市民意識調査

平成 25 (2013) 年度に市が実施した市民意識調査のなかで、文化拠点施設（市民文化会館）の今後について尋ねたところ、下記のような回答の傾向が見られました。

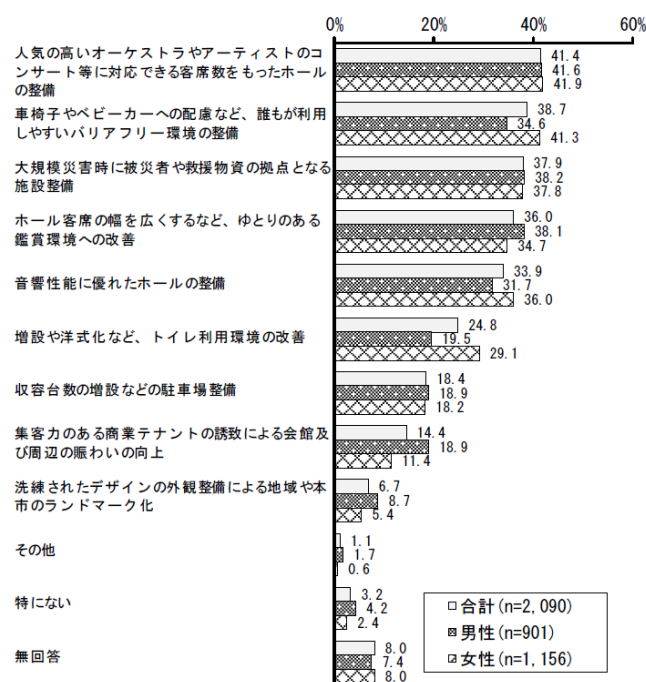
1) 利用目的

音楽会・コンサートでの来館が圧倒的に多く、次いで大会・式典等となっています。



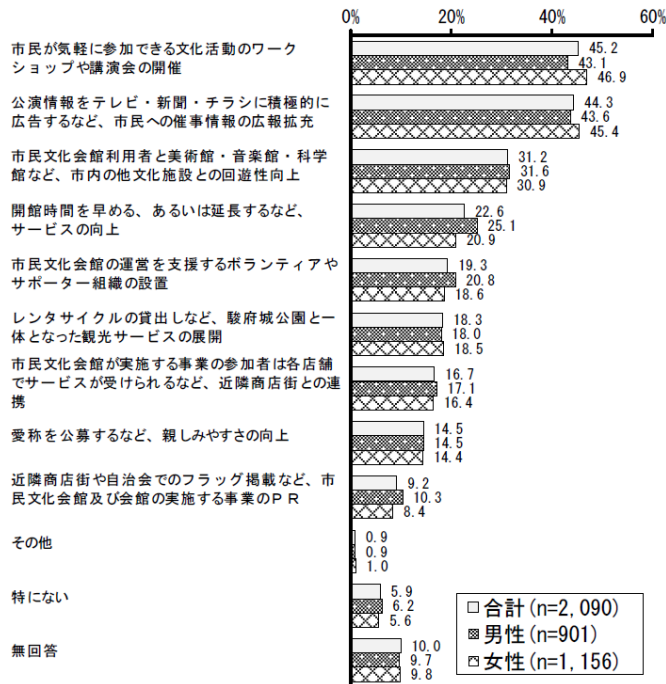
2) ハード面で期待すること

客席数の多さ、バリアフリー、災害対応、鑑賞環境等を求める声が多くなっています。



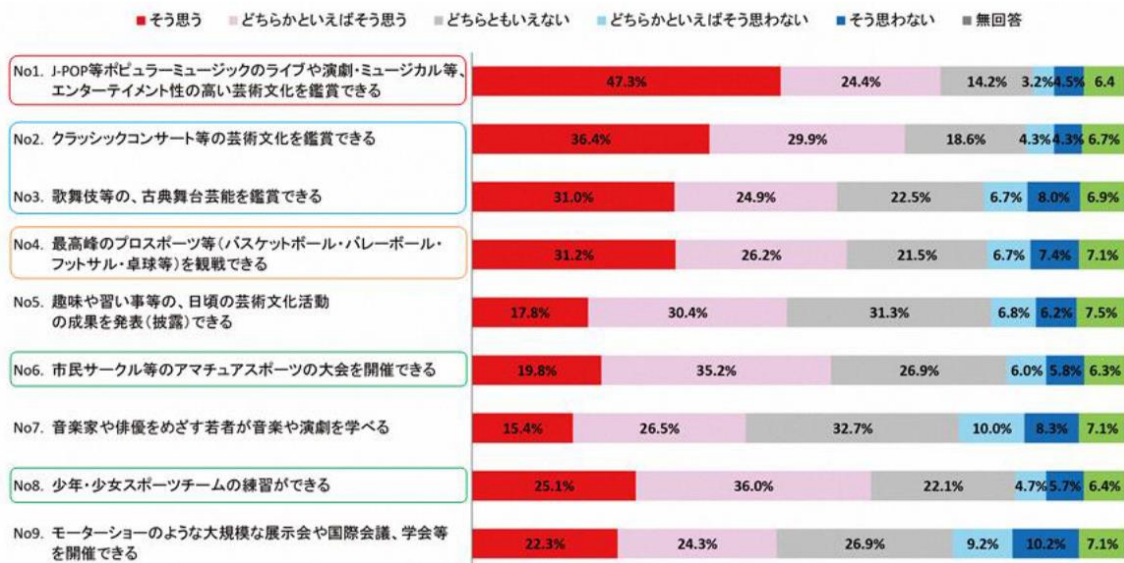
3) ソフト面で期待すること

気軽に参加できる機会の充実、広報の拡充についての期待が多く寄せられています。



(2) 文化・スポーツを核としたまちづくりに関するアンケート

「静岡市駿府町地区文化・スポーツ施設整備方針」の策定にあたって行ったアンケートでは、エンターテインメント性の高い芸術文化の鑑賞、クラシックコンサート等の鑑賞、歌舞伎等の古典芸能の鑑賞といった、従来市民文化会館で市民が鑑賞してきた多様な芸術文化の鑑賞機会について、再整備後の施設でも求める声が多く見られました。



(3) 市民ワークショップ

再整備検討の一環として、文化会館の導入機能や規模などのご意見を広く集めるために、3回にわたって市民ワークショップを開催し、延べ105名の方々にご参加いただきました。

第1回 静岡じまん 静岡ふまん ～まちの課題からみらいのカたちへ～

それぞれが思う、「静岡じまん」「静岡ふまん」について意見を挙げていただき、そこから、「静岡をさらに素敵なまちにするために」どうしたら良いか考えてもらいました。



【主なご意見】

静岡じまん：「自然」「景色」「食べ物」「文化・イベント」

静岡ふまん：「公共施設の機能不足」「バリアフリー不足」

「人口流出」「新幹線で通過される」「就職先がない」

じまん／ふまん両面：「人柄」（穏やか⇔はっきりしない）

「交通」（新幹線・高速、東海道がある⇔地域間交通の不足）

第2回 どんな文化会館に行ってみたいですか？ ～みらいのカたちを考えよう～

「文化会館でやりたいこと」について意見を挙げていただき、そこから、「どんな機能（部屋・設備等）が必要か」を考えてもらいました。



【必要な機能についての主なご意見】

大ホール：客席は1,500～2,000席（5,000人規模のスポーツ対応施設という声も）
オーケストラ公演対応、最新の設備、ゆったりした客席いす

中ホール：客席は300～800席（小ホールや、小劇場、能楽堂などが欲しいという声も）
可動席⇔傾斜のある固定席、託児所、ランウェイなど多様な機能

創造支援：防音練習室、レンタルオフィス、調理室、図書館、展示スペース、茶室、
工作室、アトリエ、スポーツ施設、飲食、遊び場、憩いの場、学生の居場所

広場等：屋外ステージ、映像・音響設備、桜、遊び場、防災機能、飲食
駐車場の使い勝手向上

第3回 再整備のこだわりポイントについて話し合おう！ ～みらいのカタチを考えよう②～

大ホール、中ホール、創造支援施設、広場の「守りたい点」と「改善すべき点」について意見を挙げていただき、「守りたい点」の「理由」、「改善すべき点」の「改善策」を考えてもらいました。



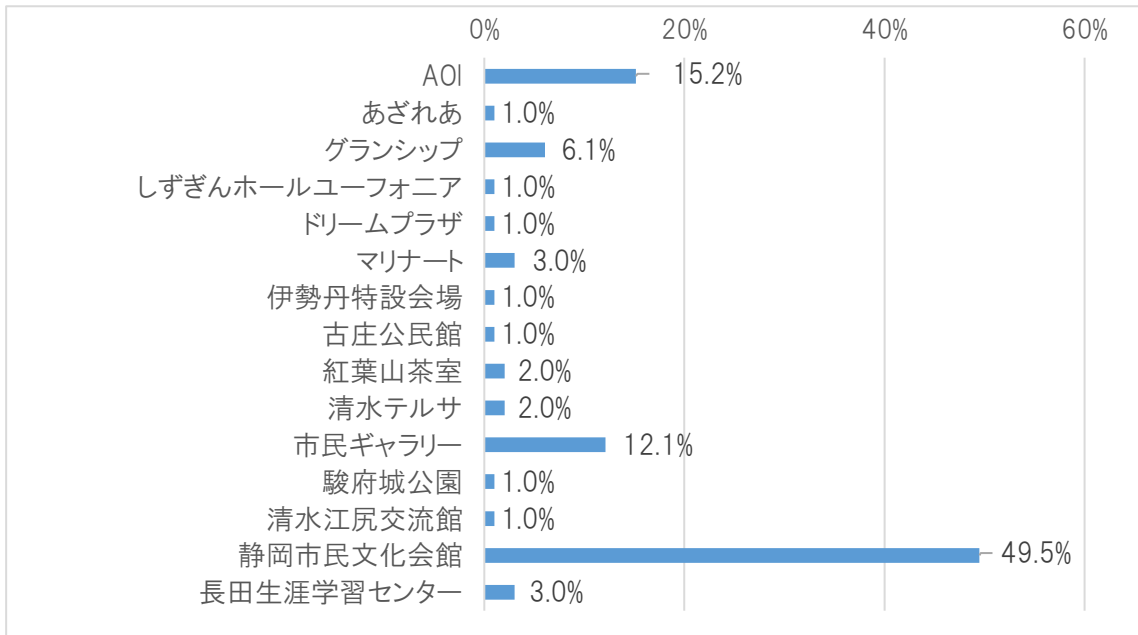
【主なご意見】

- (守りたい点) 大ホール：客席規模、舞台のサイズ・機能、音響の良さ
中ホール：盆、本花道、舞台のサイズ、楽屋の広さ
創造支援：広い展示スペース
広場等：大道芸の場所、駐車場、搬入スペース
- (改善すべき点) 大ホール：楽屋の音漏れ、座席のサイズ・座り心地、親子室がない
楽屋不足、バリアフリー、22時まで開館してほしい
スピーカーの質が悪い、専用リハーサル室がない
中ホール：楽屋の充実、客席の傾斜、座席のサイズ・座り心地
客席の多機能性
創造支援：小ホール(200～300席)、防音の練習室、学生の居場所
子どもの遊び場、休憩場所、飲食、フリーWi-Fi、
市役所の出先機関
災害対応
広場等：駿府城公園との一体性、館内との連続性、野外劇場、
水はけのよさ、芝生、桜、水道、子どもの遊び場
- (その他)
- ・ 休館期間は短く
 - ・ 文化の創造活動のための人材登用、事業拡大
 - ・ まちづくりと合わせた交通アクセスの整備

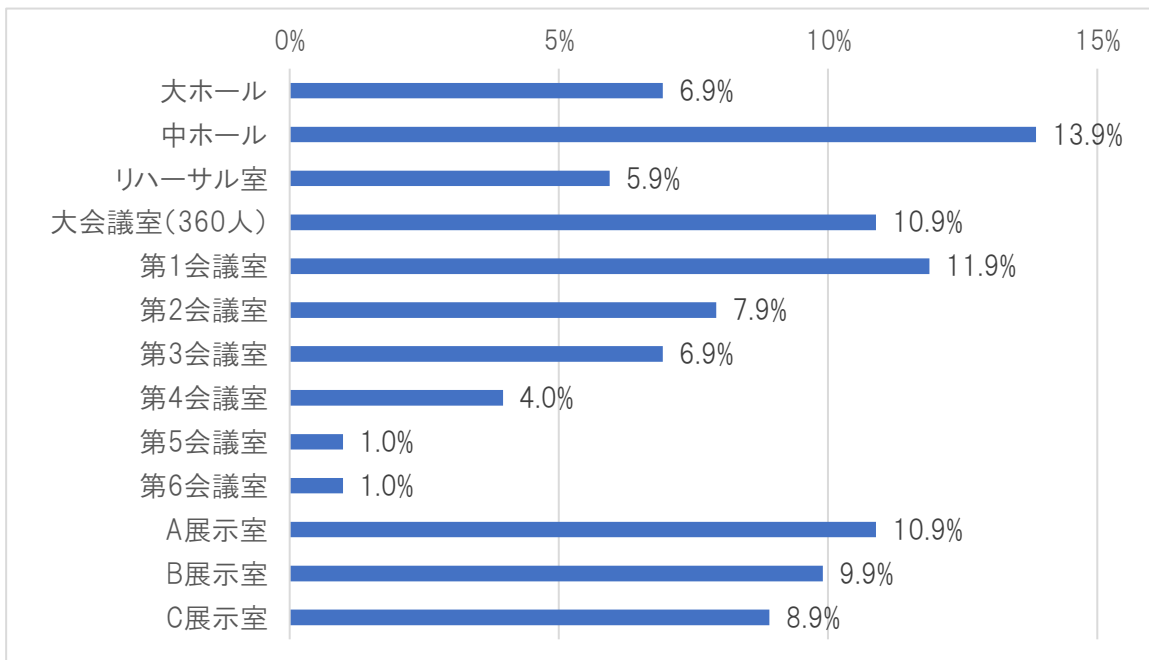
2. 利用者のニーズ

(1) 文化団体アンケート

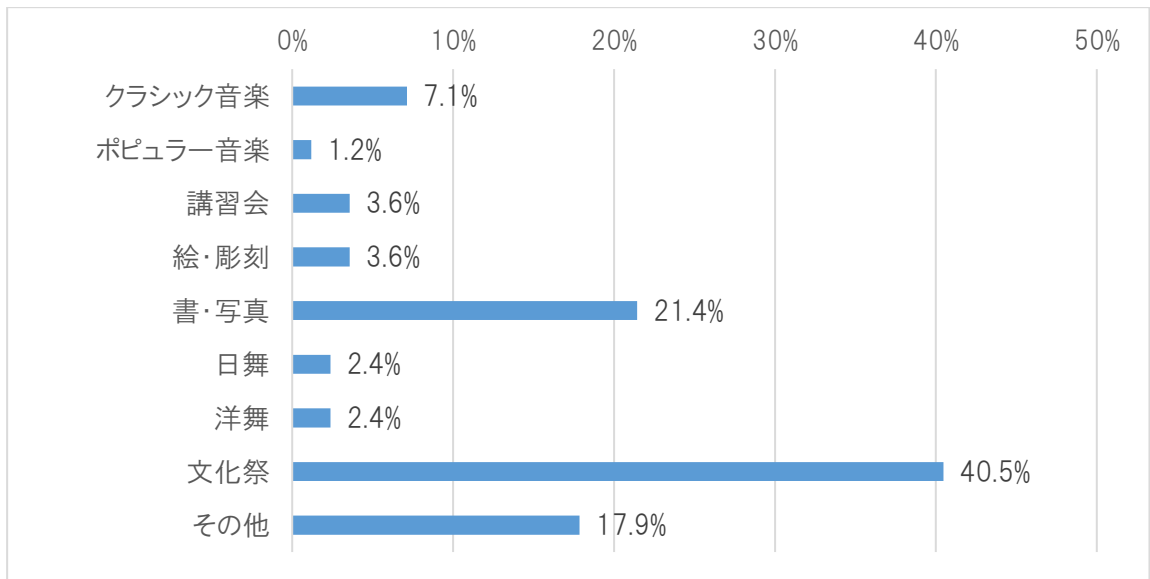
市民文化会館の市民による利用実態を調査するため、継続的に文化会館を利用している文化協会加盟団体に対し、活動状況等についてアンケートを実施した。その結果、定期的な催事では市民文化会館の中ホールや展示室を利用する団体が多く、その利用の中心は文化祭であり、300人～800人ぐらいの入場者数が多い傾向にあることが分かりました。



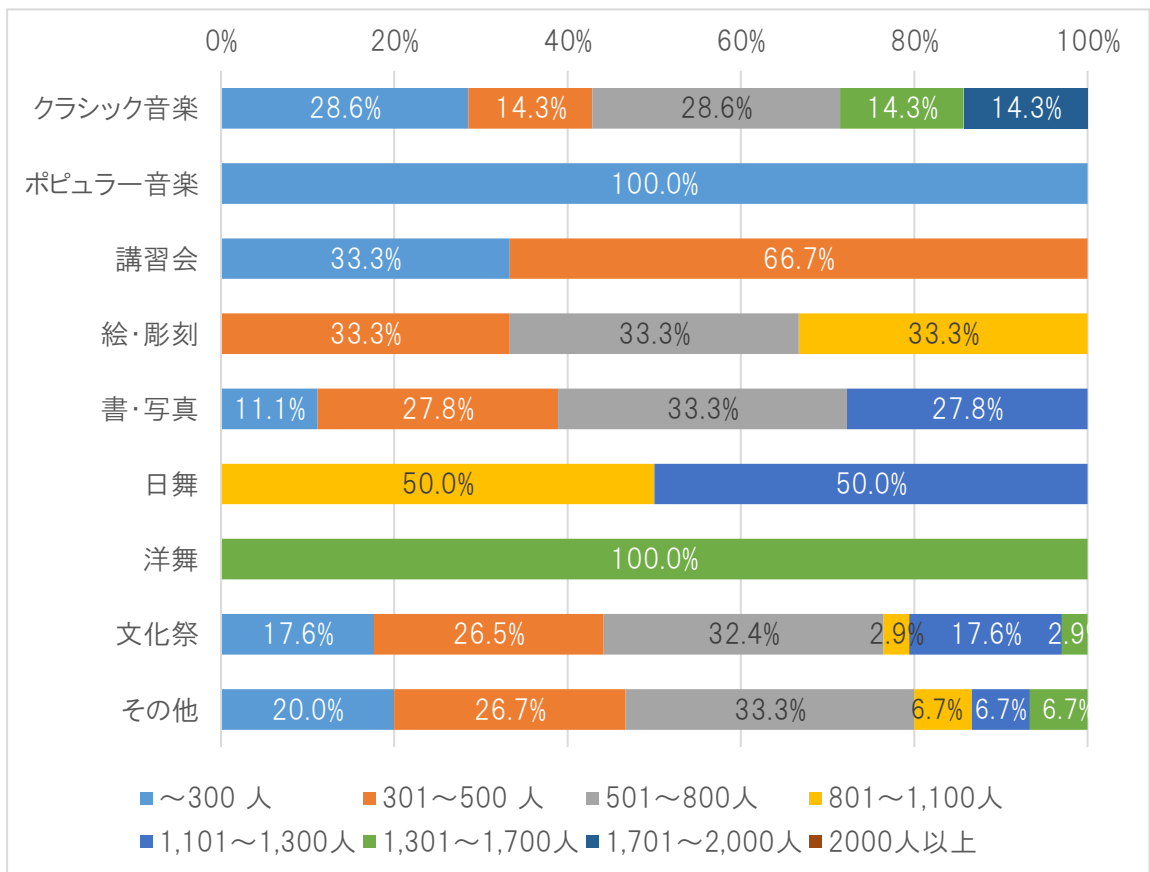
【図 10 定期的な催事で利用する施設（複数回答可）】



【図 11 定期的な催事で利用する部屋】



【図 12 定期的な催事で利用する際のジャンル】



【図 13 定期的な催事の入場者数（ジャンル別）】

(2) 利用者ヒアリング

市民文化会館の使い勝手や市内及び広域における位置づけ、ニーズを調査するため、市民文化会館をよく利用されている地元の文化団体、プロモーター（コンサート等の主催者）、プロの劇団等の上演団体にヒアリングを行いました。

全体的に意見は共通しており、「女性用トイレの追加」「防音練習室の設置」「バリアフリー」「物販エリアの設置」といったことが改善要望となっています。

また、市民文化会館は、類似規模が周辺にない、料金が手ごろといった理由から、どの利用者にとっても評価の高い施設であることが分かりました。

【表 4 ヒアリング結果概要】

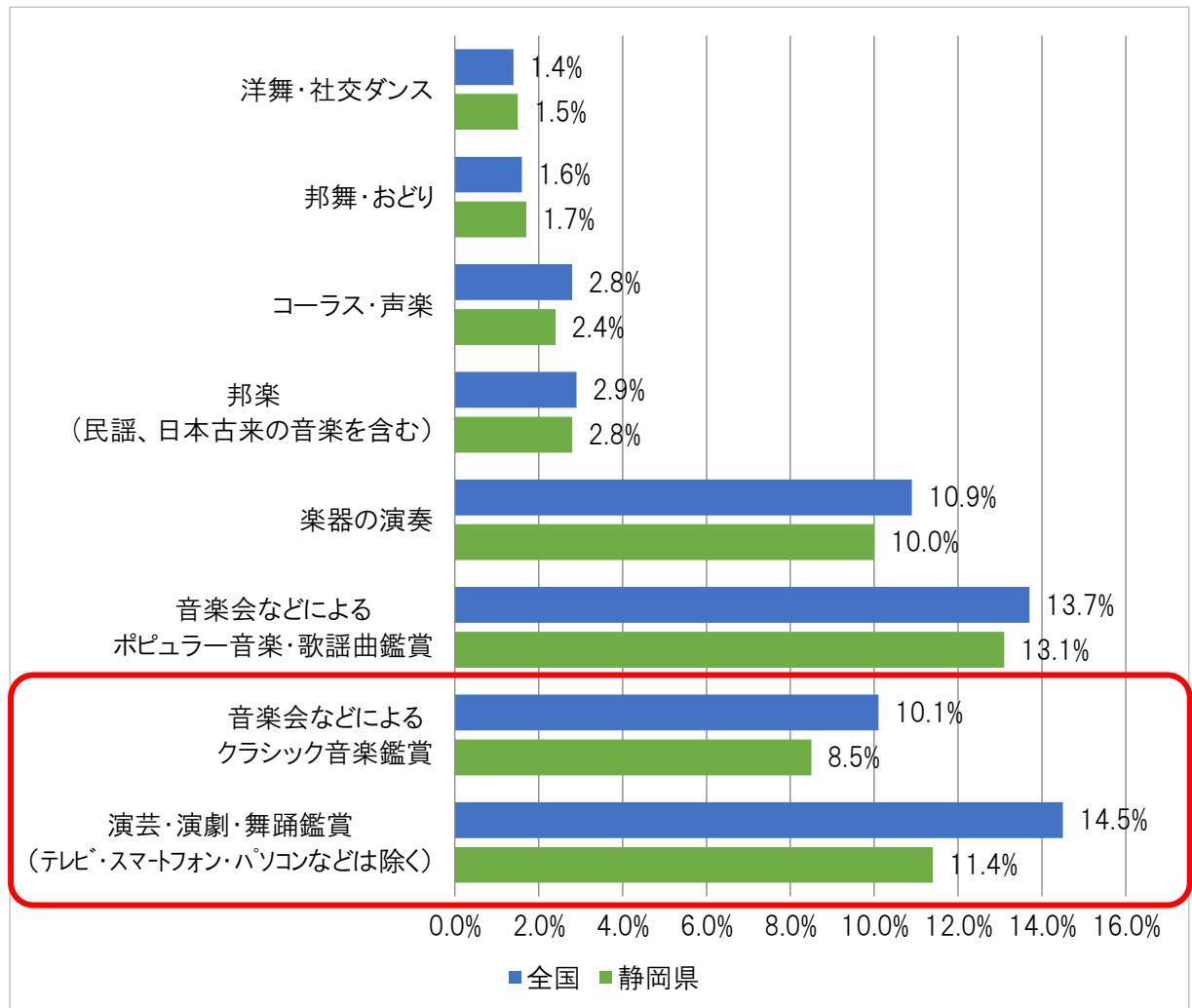
	地元文化団体	プロモーター	プロ上演団体
改善が望まれる機能	<ul style="list-style-type: none"> 女性用トイレが少ない リハーサル室の不足、音漏れ 防音の練習室の設置 搬入エレベーターが小さい 	<ul style="list-style-type: none"> 大ホールは 2,000 席欲しい 中ホールは 700～800 席ぐらいがよい 客席が狭い ホワイエにエレベーターが欲しい スタッフ動線の確保 物販エリアの確保 バリアフリー対応 	<ul style="list-style-type: none"> 大ホール下手袖が狭い 女性用トイレが少ない バリアフリー対応 もぎりラインより手前の物販エリアの確保 防音の部屋が必要
休館期間	<ul style="list-style-type: none"> 活動の継続、団体存続のためにも、休館期間中の代替施設が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 休館期間に捉われて耐用年数が短い施設に投資するようなことのないように、建て替えとの費用対効果を十分考える必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県にはホールが少ないため、あまりに休館期間が長いと文化が廃れてしまう
近隣他館との比較	<ul style="list-style-type: none"> 料金が安い 	<ul style="list-style-type: none"> 近接する商圈が無いことから安定した利用が見込まれる 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で 2,000 席規模のホールは市民文化会館にしかなく、静岡に位置するという点でも優位性が高い

Ⅲ. 全国・静岡の芸術文化、エンタテインメントに関する動向

1. 芸術文化の状況

(1) 鑑賞傾向

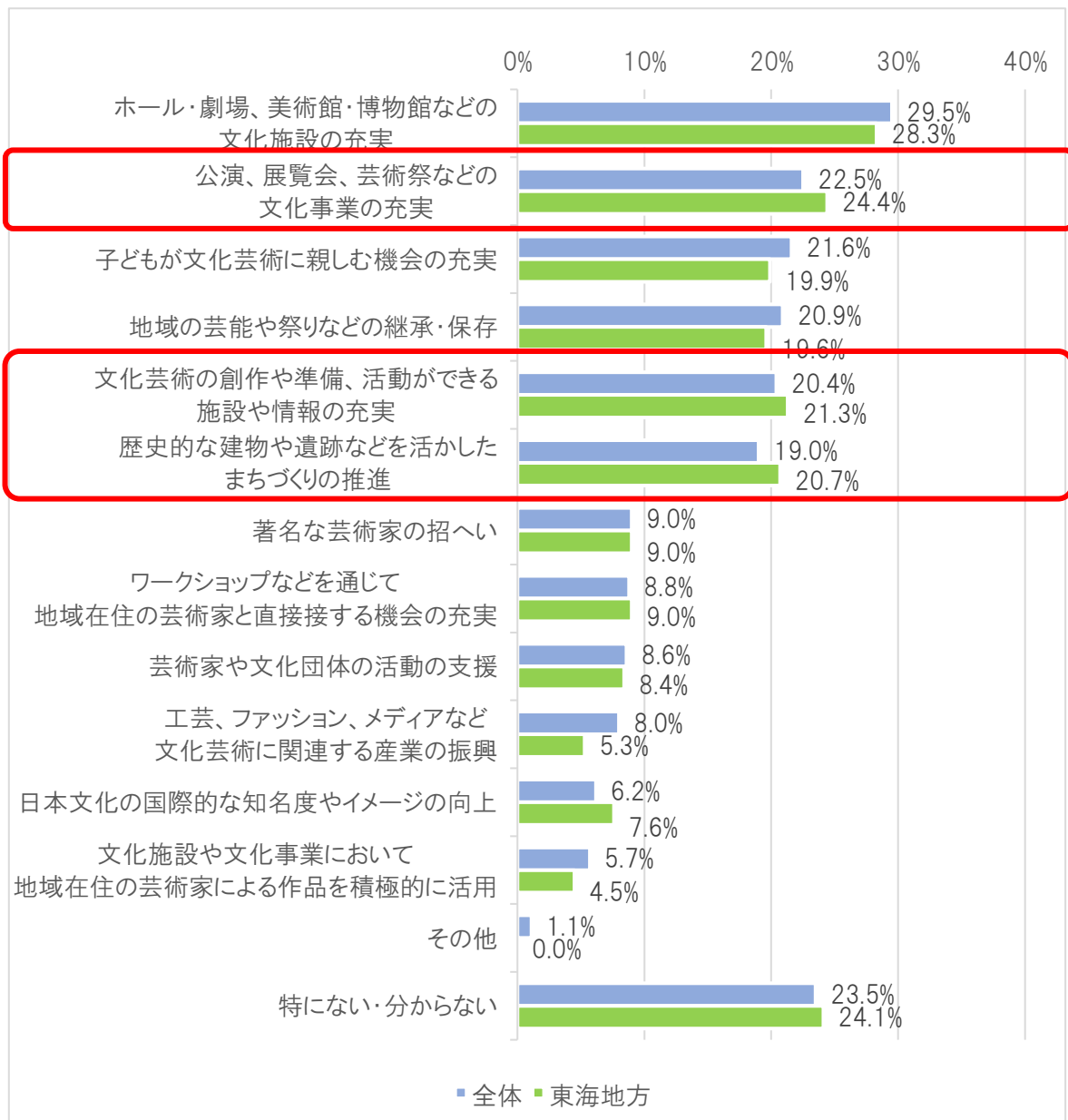
平成 28（2016）年度社会生活基本調査結果（総務省統計局）に基づき、全国と静岡県での鑑賞ジャンルの動向を比較すると、概ね全国と同様の傾向を示したものの、クラシック音楽や演劇・演芸・舞踊等の鑑賞については、全国平均より少ない傾向にあります。



【図 14 余暇活動における鑑賞者行動率（社会生活基本調査結果）】

(2) 文化的環境を充実させるために必要なこと

平成 31 (2019) 年 3 月の「文化に関する世論調査 (内閣府)」によると、住んでいる地域の文化的環境を充実させるために必要なこととして、東海地方においては文化事業の充実に加え、創作活動支援施設や情報の充実を求める回答、歴史的な建物等を活かしたまちづくりの推進についての回答が多い傾向にあります。

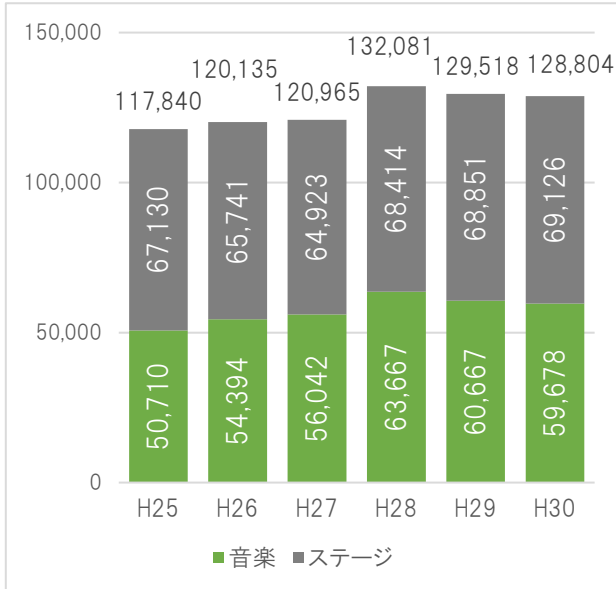


【図 15 居住地の文化的環境を充実させるために必要なこと】

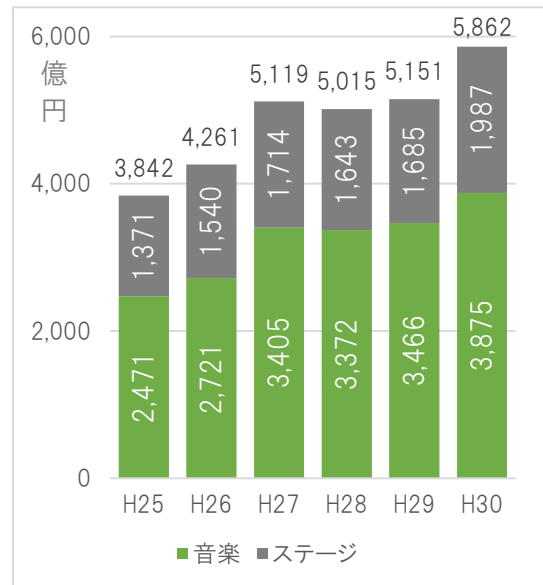
2. ライブ・エンタテインメントの市場動向

(1) 全国の市場規模

「ライブ・エンタテインメント白書 2019」（ライブ・エンタテインメント白書調査委員会／ぴあ総研）によると、クラシックやポップス等の音楽、演劇やミュージカル、伝統芸能、パフォーマンス等のステージの公演・動員数、市場規模は、年々拡大傾向にあります。



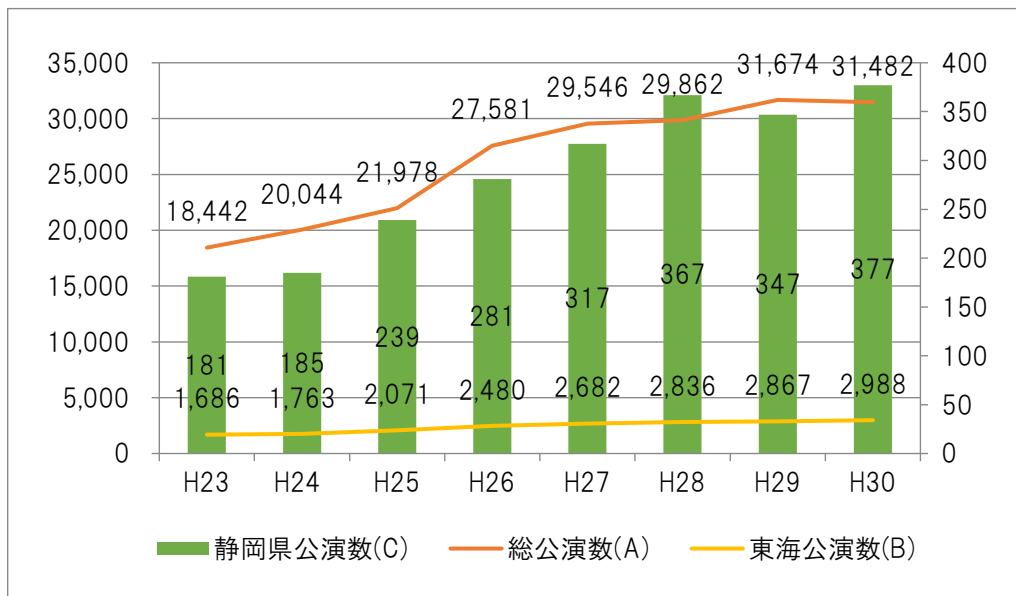
【図 16 公演回数】



【図 17 市場規模】

(2) 全国と静岡の市場規模比較

一般社団法人コンサートプロモーターズ協会（ACPC）が、正会員社を対象に調査を行った「ライブ市場調査」によると、全国、東海地方及び静岡県の公演回数（ホールだけでなくスタジアム、アリーナを含む）はいずれも増加傾向にあります。



【図 18 全国、東海、静岡の公演件数の推移】

IV. 市民文化会館に求められる役割

1. これまでのまとめ

これまでに記した内容から導かれる課題、果たすべき役割については次のとおりです。

ハード（施設・設備）としての機能向上は当然ながら、ソフト（運営）面において、まちづくり、地域連携など、社会に寄与する役割を担っていくことが求められています。

項目	課題・求められる役割・機能
国の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接分野と連携し、観光振興、まちづくり、地域コミュニティづくり、社会包摂等に寄与する
市の上位・関連計画、県内の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・「まち劇場」の推進への寄与 ・「歩いて楽しいまち」となり、交流人口を増やす魅力づくり ・文化の担い手の発掘、育成・支援 ・多面的な公的機能を有する文化施設づくり ・景観に配慮したデザイン ・日常利用機能の付加、使い勝手の向上 ・憩いの場となる広場づくり ・防災・環境に配慮し、更新性の高い施設計画 ・整備予定施設、既存施設との連携 ・県中部及び全域の文化拠点として文化振興を推進する
現状調査の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全に利用できる強さを持つ建物 ・誰でも使いやすいバリアフリーな施設 ・最新の舞台芸術の水準、使い勝手に沿った設備 ・将来対応にも配慮したインフラ ・現在及びこれからの用途を想定した施設構成
利用状況 自主事業の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・大ホールの多機能性の維持・水準向上 ・大ホール席数の確保 ・中ホールの適正席数の検討 ・中ホールの益、本花道の残存可否 ・展示室の仕様向上、練習の使い勝手向上（防音等） ・作品制作に適した環境（練習スペース、道具等の保管場所）
ワークショップ、ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に参加できる機会の充実 ・広報等の充実 ・夜は 22 時まで開館する ・創造の場としての人材の登用・育成、事業展開 ・現在対応している演目への継続対応及び強化 ・優位性を持っている大ホール席数の確保 ・女性用トイレの充実 ・防音の練習室 ・バリアフリー ・物販動線、物販場所の整備 ・災害対応 ・人が集い、駿府城公園と一体化した広場空間 ・休館期間は短くし、代替施設等を確保
全国及び周辺のマーケット動向	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台芸術の鑑賞機会の増加、鑑賞活動の促進 ・創作活動支援のための情報の充実 ・創作活動支援のための施設の充実 ・歴史を活かしたまちづくり

赤文字：運営やまちづくりなど、ソフト的要素を含む内容

青文字：施設・設備に関する内容

網掛け：様々な意見・情報があり、方向性を引き続き検討するもの

2. 今後の市民文化会館のあり方

昨年度策定された「静岡市駿府町地区文化・スポーツ施設整備方針」に示されている整備方針をはじめ、1.に記したさまざまな検討・調査を踏まえ、今後の市民文化会館のあり方を次のとおり再整理しました。

次年度以降、この方向性をもとに具体的な検討を行い、基本構想の「理念」の策定、それに基づく施設の改修計画につなげていきます。

(1) 芸術文化を通じてまちづくりをけん引し、地域社会に寄与する「劇場」となる

従来の芸術文化事業の拠点としての役割に加え、「まちは劇場」の推進をはじめとした市の諸政策において、芸術文化を通じて社会的役割を果たす施設となることを目指します。

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」では、「劇場、音楽堂等」は「新しい広場」「世界への窓」と記されており、芸術文化そのものの振興に加え、隣接分野と関わり、地域社会や世界に開かれ、豊かで活力ある社会の実現・発展に寄与することが求められています。

この法律に示す「劇場」のあり方を、生まれ変わる市民文化会館の基本的な方向性として目指していきます。

(2) アートとの出会い、人との出会いにより「わくわくドキドキ」する場となる

これまで、市民文化会館はホールでの公演、展示室での展示の場として利用されてきました。今後は「まちは劇場」の推進拠点のひとつとして、開かれた空間において、いつでも「わくわくドキドキ」するような芸術文化との出会い、人との出会いがある場となるための機能を付加します。

施設整備においては、共用部、広場等の魅力的な空間づくり、催しが開催できる設備の設置等を行い、運営においては、訪れた人が気軽に質の高いパフォーマンスや現代アート等に触れられる事業を提供します。

これにより、駿府城公園やまちなかから回遊する人々が自然と芸術文化に触れることができる環境づくりを進めていきます。

(3) さまざまな文化活動が生まれ、育まれ、発信される場となる

従来の市民文化会館は、ホール、展示室、会議室からなり、日常的な練習・制作等の活動のための部屋は設けられていませんでした。日常の活動のそばに公演・展示の場があり、日々さまざまな表現に触れて刺激を受けることは、市民の文化活動の水準向上に影響します。また、市民文化会館の自主事業において創造的な取組みを推進しやすくなることから、「劇場」としての役割を果たし、「まちは劇場」を推進していく際においても有効です。

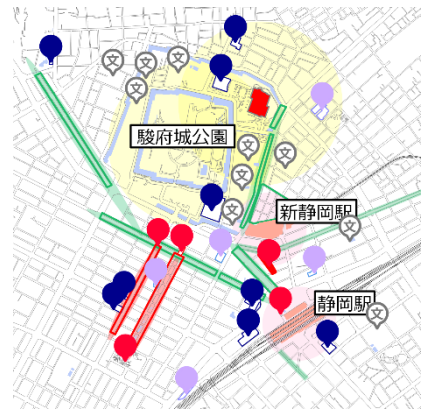
将来的にここから地域の個性と芸術文化の質の高さが共存したしずおか発のアート及びアーティストを発信し、まちや市民の活力向上に寄与していくために、まず施設として日常的な活動に対応する機能を持たせます。そして、運営において市民文化会館を利用する市民やアーティストのサポート、また地域の人材を活かした創造的な自主事業を通じた芸術文化とコミュニティの振興を図っていきます。

(4) 芸術文化を通して、まちに「賑わい」をもたらす中核となる

(2)の「わくわくドキドキ」の出会いをさらに周辺エリアに広げ、中心市街地が「歩きたくなるまち」となるために、まちに開かれた魅力的な空間を創出します。

まず、施設整備としては開かれた広場、共用部等の空間づくりを行います。

運営においては周辺の商店街、市・県・民間の文化施設等と連携した事業、また教育・観光・福祉・産業等の分野と連携した事業に施設内外で取組み、芸術文化を通じたエリアマネジメントの実現を図ります。



赤：まち劇スポット 青：市施設
紫：県または民間施設 緑：商店街

(5) 機能・サービスを向上し、「選ばれる施設」となる

使い勝手の良い施設としての評価を受け継ぎ、現在の使い勝手上の課題を解決するとともに、新たに加わる日常活動のための機能、催し利用が可能な広場等を活かしてさらに評価を高めていきます。

施設機能としての評価向上を図るだけでなく、運営において貸館時の適切な情報提供、アドバイス、サポート等を通じてサービス面でも評価され、プロモーター、上演団体、文化団体等の幅広い利用者から「選ばれる施設」となるものとします。

「選ばれる施設」となることで利用を増やし、市民が多様な催しに触れる機会の増加、中心市街地への経済波及、回遊性向上などの効果を得ていくことを目指していきます。

第2章 再整備方針

1. 再整備方針を定めるにあたって

1. 方針を定めるための視点

ここでは、どのような方策で市民文化会館の再整備を行うか、ということを示したものを「再整備方針」と称します。

まず、第1章に示した課題、役割と今後のあり方を踏まえ、最善の整備方策を決定するにあたっての視点を次のとおりとします。

(1) マーケットとの整合性

これまで多くの市民および興行主催者に利用され、使いやすい施設として定着してきた市民文化会館を継承したうえで、より愛され、文化芸術やエンタテインメントを始めとするさまざまな事業の振興に寄与する「選ばれる施設」を目指します。

(2) 機能向上による創造と賑わいの拠点づくり

耐震性能の確保、バリアフリー対応、多言語対応など、利用や来館に際して不安・不便を感じる利用者が生じないよう、安心・安全のための機能を十分に設けます。

そのうえで施設・設備の機能向上策を講じ、従来の利用ニーズにより高い水準で応えるとともに、創造活動を推進する機能、まちへの回遊性・賑わいを創出する機能を持ち、市民文化会館の拠点性を高めます。

(3) コストの検討・比較

市の財政状況及び、他の公共施設の整備・改修等を必要としている現況を踏まえて検討し、整備費を始めとするコスト負担が過度なものとならないようにします。

(4) 休館期間の短縮

市内、近隣圏内に代替機能を有する施設が少なく、休館期間が静岡の文化芸術振興、中心市街地の活性化にもたらす影響が大きいことを十分勘案し、休館期間を極力短くするとともに、他施設の休館と重ならないように配慮します。

2. 再整備方策の選択肢

再整備にあたっては、大きくは「改修」か「改築」かという選択肢があります。

ここでは、改修と改築それぞれ2パターン、合計4パターンの方策を検討し、前項に記す視点に合致した最善の方策を選択します。

改修	案1	安全・安心の確保を目的とした「安心・安全改修」
	案2	安全・安心の確保+機能向上を目的とした「創造的改修」
改築	案3-①	早期整備を図るため、既存杭を残して改築する「地上部改築」
	案3-②	既存杭を撤去して改築する「全面改築」

II. 整備方策ごとの施設計画

I で記した 4 パターンの案での整備内容を整理すると、次のとおりとなります。

		改修		改築	
		案 1	案 2	案 3-①	案 3-②
		安心・安全改修	創造的改修	地上部改築	全面改築
整備の方針		・安心して利用できる施設のための改修 (バリアフリー法適合化) ・安全に利用できる施設のための改修 (耐震補強、特定天井、劣化改修等)	・案 1 の安心・安全改修に加え、創造支援機能 の追加・ホールスペックの向上を図る ・外壁、内装等の仕上げも更新し、より使い やすく愛着を持てる施設とする	・既存の文化会館は解体し、新施設に 建替える ・既存杭は残し、工期短縮を図る	・既存の文化会館は解体し、新施設に 建替える ・杭はすべて撤去する
特徴		・安心・安全に利用できることを最優先し、 最も低コストで、短い休館期間での改修 とすることが可能 ・新しい機能の付加はしない	・ホール機能を向上し、より現代にふさわしい ホールスペックを確保する ・創造支援、賑わい機能の確保	・設計の自由度が改修よりも高く、 施設全体の大幅な性能アップが見込める ・創造支援、賑わい機能の充実 ・杭の全撤去、埋め戻しに係る費用の抑制可 ・新規杭と既存杭が干渉する場合は、追加で 既存杭の撤去工が必要	・設計の自由度が改修よりも高く、 施設全体の大幅な性能アップが見込める ・創造支援、賑わい機能の充実 ・休館期間は最も長くなる ・杭の干渉がなく、設計の自由度が案 3-① よりも高くなる
想定耐用年数		○：約 40 年	○：約 40 年	◎：約 60 年	◎：約 60 年
概算工事費用 ※広場・駐車場除く		◎：約 110 億	◎：約 140 億	△：約 230 億	△：約 250 億
休館期間		◎：3 年弱	◎：3 年強	×：6.5 年～8.5 年	×：7.5 年～10 年強
変更 概要	キャパシティ (客席数) 現席数 大ホール：1,968 席 中ホール：1,170 席	大ホール：約 1,900 席 中ホール：約 1,000 席	大ホール：約 1,900 席 中ホール：約 1,000 席	大ホール：約 2,000 席 中ホール：約 800 席 小ホール：約 300 席	大ホール：約 2,000 席 中ホール：約 800 席 小ホール：約 300 席
	安全	○：耐震補強+特定天井対応 +外壁等劣化改修	○：耐震補強+特定天井対応+外壁等更新	◎：改築により確保	
	大・中 ホール 安心 (バリアフリー)	△：法適合程度	○：法適合+α (案 1 に加え、客席手すり、 車いす対応スペースの充実)	◎：法適合+α (設計段階からバリアフリーに配慮した設計を行う)	
	ホールスペック	△：現状維持	○：改修による機能改善	◎：現代の最新スペックを確保	
	客席ピッチ	○：幅 500mm×前後間隔 900mm	○：幅 500mm×前後間隔 950mm	◎：幅 520mm×前後間隔 950mm	
	トイレ	△：洋式化、男女比見直し	○：女子トイレ増設、洋式化	◎：男女とも十分な数の器具を設置	
	創造支援機能	△：現状維持	○：会議室等の練習室への転用	◎：創造支援機能の充実 (音楽練習室、ダンススタジオなどの充実)	
広場・駐車場		△：現状維持	○：利便施設の設置、広場の高機能化	○：利便施設の設置、広場の高機能化	

※広場・駐車場の再整備は予算に含まれていないが、文化会館と一体で整備することで、相互利用による相乗効果が見込まれる。

		改修		改築	
		案1	案2	案3-①	案3-②
		安心・安全改修	創造的改修	地上部改築	全面改築
大・中ホール					
キャパシティ	客席数 現状大ホール1968席 中ホール1170席	○：大ホール：約1,900席、中ホール：約1,000席		◎：大ホール：約2,000席、中ホール：約800席、小ホール：約300席	
安全	耐震補強	○：市基準 I b以上に対応		◎：改築により市基準 I b以上に対応	
	特定天井対応	○：特定天井対応		◎：設計段階から対応	
	劣化改修	○：外壁等仕上げの補修、屋上防水の更新、設備機器（空調・衛生・電気）の更新	○：外壁屋上等の更新、設備機器（空調・衛生・電気）の更新	◎：改築により一新	
安心	バリアフリー	○：法適合程度（出入口・廊下幅の確保、スロープ・エレベータ設置、車いす用便所設置等）	○：法適合+α（案1に加え、客席手すり、車いす対応スペースの充実）	◎：法適合+α（設計段階からバリアフリーに配慮した設計を行う）	
ホール スペック	フライタワー	△：現状維持（構造的制約から拡張困難なため）		◎：現状よりも高さを上げる（演出機能向上）	
	音響反射板	△：現状維持	○：音響反射板の大型化（音響性能の改善が見込まれる）	◎：現代の文化会館に求められる最適な音響設計	
	舞台機構 現状手動	○：電動化（安全性・作業性の向上）	○：電動化+バトン性能の向上（安全性・作業性の向上、演出性能の向上）	◎：改築により、より高度な演出に対応可能な性能を確保（バトン耐荷重、速度の向上、舞台機構配置の最適化による演出性の向上）	
	楽屋	△：現状維持	○：楽屋の個別空調対応 一部楽屋の遮音性能向上	◎：会議室に転用可能な楽屋など、より柔軟な設計が可能	
客席ピッチ	客席配置 現状 幅480mm 前後間隔900mm	○：椅子幅500mm,前後間隔900mm（幅を現代最低限求められる500mmに変更、奥行改修は大規模工事を伴うため現状維持）	○：椅子幅500mm,前後間隔950mm（幅・奥行きは清水マリナートと同等まで拡張）	◎：椅子幅520mm,前後間隔950mm（現代のホールで標準的な幅520mm、前後間隔950mmに変更）	
トイレ	客用トイレ 現状大ホール：女28個 男小22個 大8個 中ホール：女20個 男小14個 大6個	△：各便器の洋式化・更新、男子トイレの女子トイレへの転用	○：各便器の洋式化・更新、女子トイレ増設（大ホール：28個→55個 中ホール：20個→29個程度）	◎：男女ともに余裕のある便器数の確保（大ホール女55個 男小20個 大13個、中ホール女29個 男小16個 大6個程度）	
創造支援機能					
機能向上	諸室の機能追加	△：現状維持	○：会議室等の練習室への転用（レストラン、リハーサル室、第1,4会議室の遮音性能を向上し多目的に利用可とする）	◎：創造支援機能の充実（防音の練習室大×2室、小×3室の設置、スタジオの設置等）	
広場・駐車場					
機能向上	バリアフリー	○：エレベータの追加、スロープの追加	○：エレベータの追加、スロープの追加	○：エレベータの設置、スロープの設置	
	賑わい機能	△：現状維持	○：利便施設の設置（コンビニエンスストア等の設置の検討） ○：イベント広場として高機能化（イベント利用に対応する広場有効面積の確保、電源の確保、車乗入れの検討、面積貸しなどソフト面の検討）		

※広場・駐車場の再整備は予算に含まれていないが、文化会館と一体で整備することで、相互利用による相乗効果が見込まれる。

Ⅲ. 事業スケジュールの検討

市内の文化施設では令和2（2020）～令和3（2021）年、令和8（2026）年に天井等の改修を予定しています。これらの改修期間に市民文化会館が休館することを避ける必要があることを踏まえ、改修の場合、改築の場合のスケジュールを検討したところ、次のとおりとなりました。

1. 改修の場合

案2については改修規模、施工性によって変更の可能性はありますが、いずれの場合も令和8年度の他施設の休館までのリニューアルオープンが概ね可能となっています。

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
指定期間		現行							
改修	案1	通常発注	基本計画	設計	申請等	解体	改修工事	準備	開館
				休館期間(2年9ヵ月)					
	事業者選定	設計・解体		改修工事	準備	開館			
	休館期間(2年9ヵ月)								
	PPP	通常発注	基本計画	設計	申請等	解体	改修工事	準備	開館
				休館期間(3年3ヵ月)					
事業者選定	設計・解体	改修工事		準備	開館				
休館期間(3年3ヵ月)									
PPP	通常発注	基本計画	設計	申請等	解体	改修工事	準備	開館	
			休館期間(3年3ヵ月)						
事業者選定	設計・解体		改修工事	準備	開館				
休館期間(3年3ヵ月)									

2. 改築の場合

具体的な施設構成にもよりますが、設計、解体、施工ともかなり長期間を要するため、令和8年度の他施設の休館期間にも工事が行われ、市内の文化施設が使えない期間が生じる可能性が高くなっています。

とくに、民間活力を活用する場合、事業者のリスクを軽減するために杭の調査、発掘調査を事業者選定前に行う必要があることから、休館時期がかなり繰り上がります。

杭撤去の状況や発掘調査結果によっては、さらに工期が長くなる可能性もあります。

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)
指定期間		現行												
改築	案3 杭残	通常発注	基本構想・計画	設計	申請等	解体	発掘調査	改築工事	準備	開館				
				休館期間(6年6ヵ月)										
	解体	発掘調査		事業者選定	設計	改築工事	準備	開館						
	休館期間(8年6ヵ月)													
	PPP	通常発注	基本構想・計画	設計	申請等	解体・杭撤去	発掘調査	改築工事	準備	開館				
				休館期間(7年6ヵ月)										
解体・杭撤去	発掘調査	事業者選定		設計	申請等	改築工事	準備	開館						
休館期間(10年3ヵ月)														

IV. 再整備方針(結論)

これまでの調査、検討を踏まえ、総合的に検討した結果、機能を向上でき、休館期間を短くできる「案2 創造的改修」を基に基本計画の検討に着手することとなりました。

1. 今後のあり方からみた評価

第1章の終わりに記した今後の市民文化会館のあり方から整備方策を評価すると、「案1 安全・安心改修」以外については、施設・設備面での要求は満たせるものと考えます。

「まちは劇場」の推進や中心市街地の活性化への寄与は少しでも早く取り組むべきことであるため、休館期間が短く、敷地の状況による事業休止・延期リスクの少ない案2が最適であるといえます。

2. 4つの視点からみた評価

第2章の冒頭に記した4つの視点から各案を評価すると下表のとおりとなります。

結論としては、案2がいずれの視点も充足しているため、最適案ということになります。

視点		案1	案2	案3-①	案3-②
		安全・安心改修	創造的改修	地上部改築	全面改築
(1) マーケットとの 整合性		○	◎	◎	◎
		「選ばれる施設」としての機能付与までは難しい		「使いやすい施設」という評価を継承したうえで「選ばれる施設」としての機能を付与できる	
(2) 機能向上による創造と賑わいの拠点づくり	安全・安心	○	○	◎	◎
	機能向上	×	○	◎	◎
			補修・補強、バリアフリー工事等により確保できる	より安全・安心な構造、施設配置等を計画できる	
			機能回復までの対応	機能向上に配慮した計画とし、対応できる。	
			多少の制約はあるが現施設の特性を活かして向上できる		
(3) コストの検討・比較		◎	◎	△	△
		改築より大きく費用を抑えることができ、財政負担を軽減できる		改修の場合の2倍近い事業費となり、財政負担が過度となる	
(4) 休館期間の短縮		◎	◎	×	×
		市内他施設の改修が始まる令和8年度に再開館できる		6年超～最長10年を超える休館が必要となり、文化とまちづくりの減衰が懸念される	

V. 次年度の検討における重要事項

市民文化会館は「案2 創造的改修」をベースに具体的な検討を進める方針となりました。

今後はより具体的な施設の運営方針、改修内容を基本構想・基本計画として策定し、また民間活力の導入可能性調査を行って事業手法の検討を行う必要があります。

今後の検討にあたっては、重要事項をここに整理し、重点的に検討及び調整を進めていくものとします。

1. 運営の方向性の整理

市民文化会館は芸術文化の殿堂としてだけでなく、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」に記される「劇場」となるべく生まれ変わります。

現在の事業を踏まえ、今後、市民文化会館で取り組むべき自主事業について市の考えを明らかにするとともに、「まちは劇場」を中心に、市民文化会館を活用して展開していく事業、周辺施設との運営面における連携の考え方を整理し、基本構想において改修後の施設の「理念」に反映することが最も重要な検討事項です。

具体的な施設の改修内容の検討にあたっては、貸館ニーズと併せてこの「理念」に基づいて取り組む事業に適した機能を取り入れていきます。

2. 運営主体の検討

市民文化会館の「理念」に基づき、それを最も効果的に実現しうる運営主体のあり方について検討します。

PFI等の事業手法とする場合、設計・施工と運営を一体的に発注することは、事業効率上は効果的である可能性を含んでいます。しかし一方で中長期的な視点で捉えた理念の実現、市の政策と並走する事業の展開を期待する際にも効果的であるかどうかについて、しっかりと分析・検討を行います。

3. リスクを最小限とし、事業を円滑に進めるスケジュールと事業手法、体制の検討

4つの視点にて記したとおり、休館期間を短くすることは、市民文化会館の改修において大変重要なポイントです。また、他館の休館期間にも配慮する必要があります。

そのためには、まずリスクを最小限に減らしたうえで、発生しうるリスクを明らかにし、分担を明確にしておくことが大切です。

リスクを減らし、明らかにするための事前準備を十分に行ったうえで、発注、設計、施工、再開館準備等において無理のない、かつ可能な限り迅速に事業を進められるスケジュール、事業手法の選択を行います。加えて、迅速な意志決定が可能な庁内体制の構築を進めます。

リスクを減らすために必要な検討事項

- ・最新の基準による耐震診断の実施
(耐震診断未実施の広場の診断を含む。設計者または民間事業者募集前に完了が必要。)
- ・長寿命化、コスト、スケジュールの現実性を高めるための改修内容の具体化
(PFI等の事業手法を導入する場合は公募前の基本設計実施の検討)